

61電子協一総19号
情産61-36
昭和61年4月21日

労働大臣
林 道 殿

東京都港区芝公園3丁目5番8号
社団法人
会長



東京都港区芝公園3丁目5番8号
社団法人
会長



要 望 書

我々情報処理サービス産業に携わるメーカー及びソフトウェアハウス業界は、当該産業の発展に貢献し、ひいてはわが国産業全体の発展に寄与するため、幅広い顧客に対し如何に適切なサービスを提供し得るかについて、平素よりそのサービスのありかた全般に関し、監督官庁である通商産業省のご指導のもと、鋭意検討を重ねております。

特に、顧客に対するサービスの形態としての「請負」、「委任」、「派遣」については従来よりその明確な区分基準がなく、企業により考え方に差異があることが顧客及びメーカー並びにソフトウェアハウスの各々において様々な問題を提起している原因の一つにもなっていることは否めないところであります。

このため、我々二団体は、メーカーとソフトウェアハウスの双方の立場を十分尊重し協調のもと、「請負又は委任」と「派遣」の判断基準を明確にし統一的に実施運用すべく「業界運用基準」を作成いたしました。

本基準の作成にあたりましては、メーカーとソフトウェアハウスとが共同して顧客に対するサービスを行うケースが多々あるという実態を十分踏まえ、適切な契約形態のあり方についても検討を行い、又、関連して「請負」、「委任」、「派遣」の各々の契約パターンにおける基本的な契約条文の考え方についても熟考いたしております。

つきましては、下記の業界運用基準をご提示いたしますので、労働者派遣法の運用に際し、何卒、ご高配賜わりたくここに要望するものであります。

記

業界運用基準

- I. 「請負又は委任」と「派遣」の判断基準
- II. メーカーとソフトウェアハウスの共同作業を伴う契約形態
- III. 情報処理サービス業務の契約パターンと考え方

ご連絡先 ・日本電子工業振興協会 電子計算機担当（古沢）
電話 433-1941（直通）
・情報サービス産業協会 担当（山本）
電話 436-3938（直通）

以上

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の就業条件の整備等に関する
法律」に関する業界運用基準（案）

昭和61年 4月 日

社団法人 日本電子工業振興協会

社団法人 情報サービス産業協会

I . 「請負又は委任」と「派遣」の判断基準

この基準は情報処理サービス産業における下記の特特殊性に鑑み、「労働者派遣事業と請負事業との区分に関する労働省基準」だけでは実務上判断が難しい事項につき、「請負又は委任」と「派遣」との差異を明確にするためのものである。

尚、下記の「請負又は委任」条件の一部を満たしていないことのみをもって、すべて「派遣」に該当するものではなく、「労働者派遣事業と請負事業との区分に関する労働大臣告示」に基づき実態に則してケース・バイ・ケースで総合的に判断する必要がある。

記

<情報処理サービス産業の特特殊性>

1. 発注者の業務を分析し、それに最適のシステムを設計・開発するため、発注者と受託者とで打合せを行いながら、試行錯誤を繰り返す、仕様を確認していく。
2. 発注者の保有するコンピュータシステムに適合するプログラムを開発するには同種のコンピュータシステム上で開発する必要があるが、受託者が発注者と同種のコンピュータシステムを持っているケースは少なく、発注者のシステムを使用するケースが多い。
また、ホーション即ちコンピュータ室の運営は、受託者の専門技術、ノウハウを駆使し、発注者の事業所内のコンピュータ、その他設備、資材を用いて業務を遂行するものである。
3. システムを開発するためには、発注者の重要な業務ノウハウを受託者に開示する必要があるが、この機密保持のため発注者の業務ノウハウを記載した書類の事業所外持出しを制限・禁止されるケースがある。
また、データの入出力については、業務の緊急性およびデータの機密保持のため、発注者の事業所においてその設備等を用いて業務を遂行するケースがある。
4. 上記2により発注者のコンピュータシステムを受託者に使用させる場合は、コンピュータセキュリティの確保等の問題から、コンピュータシステムにアクセスできる人間を確認し特定する必要がある。

<情報処理サービス産業における、「請負又は委任」と「派遣」の判断基準>

項 目	請 負 又 は 委 任	派 遣
1.業務内容	<p>請負とは、受託者が一定の業務を完成し、その結果に対して発注者が報酬を支払うものである。したがって、一定の業務として特定されている必要はあるが、必ずしも成果物を伴う必要はない。</p> <p>また、完成とは、成果物を伴う場合は成果物の検査合格をもって、成果物を伴わない場合は受託者の作成した報告書を発注者が確認したときをもって完成とする。</p> <p>委任とは、発注者が一定の業務処理を委任し、受託者がこれを承諾して委任の本旨に従い、善良な管理者の注意義務をもって当該業務を処理するものである。</p> <p>従って、委任契約の内容によるが、必ずしも業務の完成責任を負うものではなく、また成果物を伴わなければならないものではない。</p>	<p>派遣労働者が従事する業務内容は派遣契約において定められるが、完成責任を負うものではなく、また成果物を伴わなければならないものでもなく派遣先の指揮命令に従って当該業務に従事する。</p>

項 目	請 負 又 は 委 任	派 遣
<p>2. 指揮命令 (1) 業務遂行上の指揮命令</p>	<p>請負及び委任においては、受託業務に関する指揮命令は、受託者の責任のもとに受託者が行うことを本質とする。受託者は責任者を任命し、発注者からの依頼は責任者が代表してこれを受ける。この場合において当該依頼は労働関係上の指揮命令に該当しないことが必要であり、業務の従事に対し諾否の自由があること、業務遂行過程において裁量が認められていることが必要となる。また、受託者の個々の従業員に対する仕事の分担、スケジュール管理は責任者が行う。</p> <p>尚、責任者は受託業務について受託者の個々の従業員に対する仕事の分担、スケジュール管理等を責任をもって遂行できる者であれば必ずしも管理職である必要はなく、また、年齢その他の要件も問わない。</p> <p>ただし、＜特殊性1～3＞の理由により次のようなケースがあっても、これのみをもって請負又は委任に該当しなくなるということはない。</p> <p>① 発注者とスケジュール、進捗状況、仕様等の打合せ・会議等を行い、また当該打合せ・会議等に責任者だけでなく、責任者自身の判断で受託者の個々の従業員も出席するケース。</p> <p>② 責任者が必ずしもその作業場所に常駐していないケース。</p> <p>③ 受託者が発注者に作業進捗状況等を報告し、発注者が責任者に必要な依頼を行うケース。</p> <p>④ 緊急時やトラブル対応時に、発注者が受託者従業員に必要やむを得ない範囲で、例外的に直接依頼を行うケース。</p>	<p>派遣においては、派遣先が派遣労働者に対し、直接指揮命令をする。</p> <p>(例) 業務内容 業務分担 スケジュール等</p>
<p>(2) 身分上（労働時間、企業秩序の維持・確保等のため）の指揮命令</p>	<p>請負及び委任においては、受託者従業員は発注者から指揮命令を受けているわけではないので、受託者が自己の就業規則、服務規律、安全衛生規則等に基づき、直接指揮命令することを本質とする。</p> <p>ただし、次のようなケースがあっても、これのみをもって請負又は委任に該当しなくなるということはない。</p> <p>① 作業効率化、建物・施設の安全衛生管理上の理由から、請負又は委任を行う事業主の業務処理の必要により発注者就業条件（休日、就業時間等）、服務規律、安全衛生規則等と同内容の条件を受託契約等で定め、これに基づき受託者が受託者従業員を指揮命令するケース。</p> <p>② 発注者のタイムレコーダ、タイムカードを利用するケース。</p> <p>(次頁に続く)</p>	<p>派遣においては、派遣先が派遣契約の枠内において派遣労働者を直接指揮命令する。</p> <p>この場合、派遣契約における派遣労働者の就業条件を派遣先の諸規則にけると同内容とすることは差し支えない。</p>

項 目	請 負 又 は 委 任	派 遣
(前頁続き)	<p>③労働時間（勤怠）管理（始業終業の時刻、休憩時間、休日取得、欠勤、残業等）は受託者が行うが、統計的資料をとる必要等から発注者に対し実績時間報告を行うケース。</p> <p>④ <特殊性3～4>の理由等により、発注者事業所の機密保持上、または入退館管理上の必要性から、受託者従業員の氏名、年齢等を通知し、発注者指定の名札を付け、若しくは入退館証の交付を受けるケース。</p> <p>⑤受託者が安全衛生管理上、受託者従業員に発注者指定の衣服等を着用させるケース。</p>	
3. 場 所	<p>請負においては、受託者が自己の責任と負担で受託業務を処理する場所を調達するのが本質であるが、<特殊性1～3>の理由により発注者が場所を提供する場合がありますが、次の点に留意する必要があります。</p> <p>①場所を発注者が提供するときは受託契約において提供する場所を特定し、かつ有償・無償を定めておけば問題はない。</p> <p>②混在か否かの判断については、同室で作業する場合、ひとかたまりになっていて客観的に区分されていることが明確になっていれば問題は少ない。</p>	<p>派遣においては、派遣契約において派遣就業場所として所在地、事業所名等を特定する。</p> <p>また、派遣先の指揮命令により就業するため、派遣先従業員と混在することも多い。</p>
4. 対 価	<p>請負においては、対価は完成した業務の結果に対し支払われるものであり、一般的には一括金額を見積により算出する。</p> <p>ただし、<特殊性1>の理由により、仕事の内容は特定しているが仕事量が見込めないことから、次のような方法により対応するケースがあるが、これのみをもって請負又は委任に該当しなくなるということはない。</p> <p>①各作業工程において、その成果が予め見通せないか、或いは作業区分がはっきりせず工数を見積ることができないため、対価を“期間×人工単価”或いは“作業工程別工数×作業工程別単価”の形にて実績により確定する。</p> <p>②単価は受託者従業員の技術ランク別の時間単価、日額単価、月額単価もしくは作業工程別単価のいずれでも良い。</p> <p>③発注者が負担する費用があるときに、受託契約に明示する。</p>	<p>派遣契約に従いその方式を自由に決定できる。</p> <p>一般的には期間×人工単価が想定される。</p>

項 目	請負又は委任	派 遣
<u>5.コンピュータ、什器備品等</u>	<p>情報処理サービス業務を事業主自身の専門的技術及び経験に基づいて処理する場合については、発注者から機械・設備等を無償で提供を受けても請負又は委任である。</p> <p>特にコンピュータについては、＜特殊性2＞の理由により発注者から提供を受ける必要性が高い。</p> <p>また、コンピュータ室の運営については、その設備、資材等を用いて行うことが業務であるので問題は少ない。</p>	<p>派遣においては、コンピュータ什器備品等は、派遣先の指揮命令に従い、すべて派遣先のものを利用して業務に従事しても問題はない。</p>
<u>6.瑕疵担保責任</u>	<p>請負においては、仕事の結果に瑕疵があるときは、請負人はこれに対し補修、損害賠償等の担保責任を負うが、契約でこれを制限または排除することは可能である。</p> <p>委任においては、善管注意義務をもって業務処理をすれば良く、結果に対して瑕疵担保責任はない。</p>	<p>派遣においては、派遣先の指揮命令に従って派遣先の業務を処理すればよく、結果に対する責任を負わないのが一般であるが、契約でこれを一部変更することは可能である。</p>

II. メーカーとソフトハウスの共同作業を伴う契約形態

ユーザーがコンピュータシステムを構築するに際しては、通常、次のような契約を締結しハードウェア及びソフトウェアを調達するのが一般的である。

- ハードウェア契約 ----- 売買契約、レンタル契約またはリース契約
- ソフトウェア契約 ----- プログラム・パッケージ : 使用権許諾契約
- ユーザーズ・プログラム : 開発請負契約、委任契約又は派遣契約
(ユーザー自らが開発するケースもある)

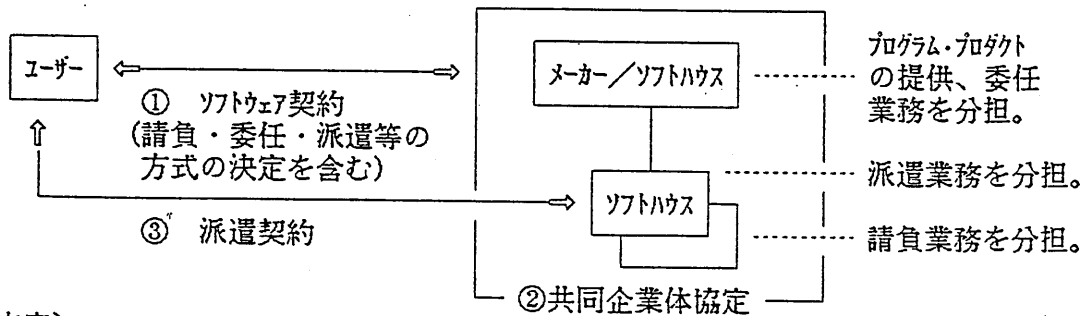
このうち、ユーザーズ・プログラム開発については、コンピュータシステムの規模が大きくなるに連れて、単一のメーカーやソフトハウスのみでは対応できず、複数のメーカーとソフトハウスが共同して開発にあたるのが一般的である。

このように、メーカー・ソフトハウスが共同してソフトウェア開発を行う場合であって、派遣形態を伴う場合の契約形態には下記のような方式がある。

記

共同企業体方式

- 同一のコンピュータシステム上で使用するソフトウェアは、一括管理の下に開発した方がシステムの品質、信頼性等のシステム責任が明確になる等の理由により、ユーザーはソフトウェア開発を一括して発注するケースが多い。
- しかし、前述のとおり単一のメーカーやソフトハウスでは対応しきれない場合には、メーカーとソフトハウスとが複数で共同企業体を作ることによりユーザーの要求を満たし、且つメーカー・ソフトハウスの能力をがーし合うケースがある。
この場合、ユーザーと派遣契約を締結し派遣業務を分担するソフトハウスを共同企業体構成員とし、且つ当該派遣業務の内容（業務内容、対価等）は、ユーザーと共同企業体の締結する下図①のソフトウェア契約に含まれていることは支障ない。



(契約内容)

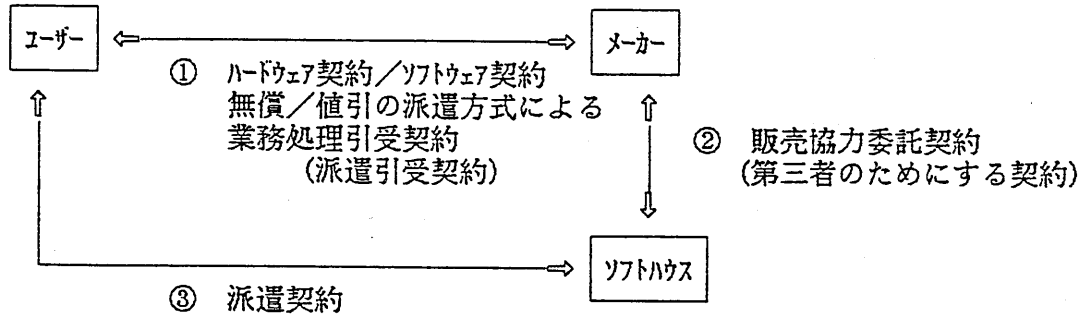
① ソフトウェア契約	ユーザーのコンピュータシステムにより、内容はプログラム・パッケージ 使用許諾契約、ユーザーズ・プログラムの開発契約（請負・委任・派遣等の方式の決定を含む）の全部または一部となる。 尚、ソフトウェア開発の全体についての管理・調整も委託するときはその旨も明示する。
② 共同企業体協定	共同企業体構成員間における業務分担、それに対応した売上分配や内部での責任分担等を取り決める。 尚、上記①の尚書における管理・調整業務が委託され、一構成員が当該管理・調整業務を分担したときは、それに応じた対価の売上分配を受ける。
③ 派遣契約	労働者派遣法に基づく派遣契約を締結する。

(留意事項) 労働者派遣法上この契約形態が違法とならないためには、①のソフトウェア契約において③の派遣契約の内容にたちいたって確定していないことが必要である。

【次の方式は、メーカー主体のシステム商談において発生し得る“無償/値引”というメーカー固有の問題に対応するための方式として考えられるものである。】

販売協力委託契約（第三者のためにする契約）方式

- ソフトウェア開発のうち派遣形態によるものについては、無形のサービスの形態であるため無償又は値引きの対象となるケースが多い。
 そこで、派遣形態でソフトウェア開発を分担するソフトハウスは、直接ユーザーと派遣契約を締結したとしても、分担した業務に応じた対価の収入がない。このため、有償でハードウェア契約・ソフトウェア契約を締結したメーカーが、当該ソフトハウスに対し次のような形で派遣業務の対価を実質的に補償するケースがある。



〔契約内容〕

① ハードウェア契約/ソフトウェア契約 無償/値引の派遣引受契約	通常の契約（有償） 期間または総工数及び業務内容等、メーカーの費用負担額、ソフトハウスの履行能力が判別できる程度の内容のみを取り決める。
② 販売協力委託契約 （第三者のためにする契約）	①の有償契約をユーザーから受注するために、メーカーがソフトハウスに協力を委託する趣旨であり、その内容は「ユーザーからソフトハウスに派遣の要求があったときは、ユーザーとソフトハウス間で③の派遣契約を締結し、ユーザーのためにユーザーから対価を受けずに、派遣業務を履行することを委託する」もので、第三者のためにする契約に該当する。 この補償としてメーカーはソフトハウスに対し、派遣業務に対応した対価を支払う。
③ 派遣契約	労働者派遣法に基づく派遣契約であり、①の無償/値引の派遣引受契約の範囲内で、実質的な派遣契約の内容を確定して締結する。

〔留意事項〕 労働者派遣法上この契約形態が違法とならないためには、①の無償/値引派遣の引受契約において、メーカーの費用負担額、ソフトハウスの履行能力が判別できる程度以上の実質的な③の派遣契約の内容を確定していないことが必要である。

III. 情報処理サービス業務の契約パターンと考え方

●情報処理サービス業務の契約の内容は次のとおりパターン化される。尚、これは典型的な例であり、個々の契約では実態に応じて適切に約定することとなる。

区分	業務遂行の形態	契約内容	対価の算定の考え方	顧客の検査	瑕疵担保責任	例
委任	「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に定める基準を満たす。	<ul style="list-style-type: none"> 発注者が一定の業務処理を委任し、受託者がこれを承諾して、委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって当該業務を処理する。 受託者は業務の完成責任を負わない。 	<p><u>契約金額=工数×単価</u></p> <p>注1：工数とは作業量をいい、人月、人日、人時などで表す。</p> <p>注2：工数は、予め総工数を契約する場合と、実績工数による場合とがある。</p> <p>注3：業務の完成とは直接関係なく、従事した工数によって対価が定まる。</p>	<p>なし。</p> <p>注：但し対価を算定するため、工数の確認は行う。</p>	なし。	<p>● <u>システム・エンジニアリング業務委託契約書 (A)</u></p> <p>①XXXシステム分析に関するコンサルテーション</p> <p>②工数×単価、期間</p>
請負		<ul style="list-style-type: none"> 受託者が一定の業務を完成し、その結果に対して発注者が報酬を支払う。 	<p>1. <u>総金額による契約</u></p> <p><u>契約金額=完成した業務の結果への対価</u> =<u>一括金額</u> (総工数×単価で算定する場合更に実績工数で清算する場合もあり得る。)</p> <p>2. <u>実績工数による契約</u></p> <p>業務内容は特定しているが工数が十分に把握できない場合、総金額が予め決められないため、次のとおり契約する。 <u>契約金額=実績工数×単価</u></p> <p>注：請負である以上対価は単に従事した工数のみによって定まるとは限らず、業務の完成がなされない場合は、別途協議の余地が残る。</p>	<p>成果物の検査合格</p> <p>業務の完成検査合格</p> <p>注1：最終的な業務の完成検査とは別に個々の工数の確認は行う。</p> <p>注2：業務の完成を約束するものであり、成果物を伴わない場合もある。</p>	<p>成果物の検査合格後一定期間</p> <p>業務の完成検査合格後一定期間</p>	<p>● <u>ソフトウェア請負契約書</u></p> <p>①XXXプログラム作成</p> <p>②1式〇〇円、納期XX、仕様XX</p> <p>● <u>システム・エンジニアリング作業請負契約書 (B)</u></p> <p>①XXXシステム設計に関する〇〇作業</p> <p>②工数×単価、期間</p>
派遣	「派遣」として関係法令を満たす。	<ul style="list-style-type: none"> 受託者が自己の雇用する労働者と当該雇用関係の下に且つ、発注者の指揮命令を受けて当該発注者のために従事させる。 受託者は業務の完成責任を負わない。 	<p><u>契約金額</u> =<u>派遣労働者の派遣工数</u> ×<u>単価</u></p> <p>注：派遣工数は予め総派遣工数を契約する場合と実績派遣工数による場合とがある</p>	<p>なし。</p> <p>注：対価を確定するため、派遣工数の確認は行う。</p>	なし。	<p>● <u>派遣契約書 (C)</u></p> <p>①XXXシステムの開発業務</p> <p>②派遣工数×単価、期間</p>